

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例

平成二十年群馬県条例第三二号
平成三一年群馬県条例第十一号
改正 令和七年群馬県条例第十九号

(目的)

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規程する大学（同法第九十七条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学し、将来県内の病院で医師として勤務しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を緊急に図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第二条 知事は、大学（県外に所在する大学にあっては、知事が指定するものに限る。）の医学を履修する課程に在学する者で、規則で定める県内の病院（以下「特定病院」という。）において将来医師として従事しようとするもの（本県以外の地方公共団体から同種の修学に要する資金の貸与を受けている者を除く。）に対し、群馬県緊急医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

(貸与金額及び貸与期間等)

第三条 修学資金の貸与金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で知事が定める額とする。ただし、第一号に掲げる者（県内に所在する大学に在学する者に限る）については、当該大学に入学した日の属する月の修学資金の額は、当該入学に係る入学料に相当する額を加算した額とすることができる。

一 国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する大学に在学する者 月額十五万円

二 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）の設置する大学に在学する者 月額二十五万円

2 修学資金は、貸与を受けようとする者の申請に基づき、予算の範囲内において契約により貸与するものとする。

3 修学資金の貸与期間は、前項の契約（以下「貸与契約」という。）で定めるものとし、通算して六年を超えることができないものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、通算して七年とすることができる。

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人二人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の停止)

第五条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けることとなったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月又は貸与期間が終了する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月から貸与期間が終了する月までの分を限度としてこれに充当するものとする。

(貸与契約の解除)

第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除するものとする。

一 死亡したとき。

二 大学を退学したとき。

三 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

四 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

五 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなると認められるとき。

六 本県以外の地方公共団体から同種の修学に要する資金の貸与を受けたとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の当然免除)

第七条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

一 大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格し、かつ、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）に従事し、当該臨床研修の修了後引き続き特定病院において医師としての業務に従事している場合において、当該臨床研修に従事した期間及び特定病院において医師としての業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間（第五条の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。）の三分の五に相当する期間（以下「従事必要期間」という。）に達したとき。

二 業務従事期間が従事必要期間に達するまでの間に、業務（特定病院において従事する臨床研修及び医師としての業務をいう。以下この条において同じ。）上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により当該業務の継続が困難となったとき。

2 知事は、修学生の業務従事期間が従事必要期間に満たないときは、修学資金の額に当該業務従事期間を従事必要期間で除して得た割合を乗じて得た額を免除するものとする。

3 疾病、災害、育児休業その他の規則で定める特別の事情により業務に従事することができなかった期間は、業務従事期間に算入しないものとする。

(返還の裁量免除)

第八条 知事は、前条第一項各号に該当する場合を除き、修学生が死亡、心身の故障その他修学生の責めに帰することができない事由により修学資金（貸与期間が終了していない場合にあっては、その事実が生じた日の属する月の分までのものとして貸与された修学資金）を返還することができなくなった場合は、当該修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第九条 修学生は、前二条の規定による返還の免除の適用を受けない修学資金があるときは、当該修学資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

2 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた日の翌日から通算した貸与期間が満了した月の末日（第一号の場合にあっては、同日又は貸与契約を解除された日のいずれか早い日）までの日数に応じ、前項の規定により返還すべき修学資金に、当該修学資金（同号の場合にあっては、その事実が生じた日の属する月の分までのものとして貸与された修学資金）につき年十パーセントの割合で計算した利息を加算して支払わなければならない。

一 第六条の規定により貸与契約が解除されたとき。

二 修学生が、大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格できなかったとき。

三 修学生が、大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格した後、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修に従事しなかったとき。

四 修学生が、大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格した後、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修に従事した場合において、当該臨床研修を修了しなかったとき。

五 修学生が、大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格した後、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修に従事した場合において、当該臨床研修の修了後引き続き特定病院において医師としての業務に従事しなかったとき。

六 修学生が、大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格した後、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修に従事し、当該臨床研修の修了後引き続き特定病院において医師としての業務に従事した場合において、業務従事期間が従事必要期間に達するまで当該特定病院において医師としての業務に従事しなかったとき。

七 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(延滞利息等)

第十条 修学生は、前条第一項の知事が定める日までに修学資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の延滞利息に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても三百六十五日当たりの割合とする。

(返還の猶予)

第十一条 知事は、修学生が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間当該修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定及び次項の規定は平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定は、平成三十二年四月一日以後に新たに群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例第四条第三項に規定する修学生となった者について適用し、同日前に同項に規定する修学生であった者については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。